

財務省第12入札等監視委員会
令和6年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和7年6月17日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和7年1月1日(水) ~ 令和7年3月31日(月)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 北九州市門司区所在国有地掘削等工事 契約相手方 : 久一建設株式会社(法人番号3290801018473) 契約金額 : 5,478,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月12日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	-1件	-
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 小口貨物検査システムの調達 一式 契約相手方 : 東芝インフラシステムズ株式会社(法人番号2011101014084) 契約金額 : 530,200,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月24日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 車載式後方散乱X線検査装置 3式 契約相手方 : ポニー工業株式会社(法人番号7120001089337) 契約金額 : 535,416,330円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月24日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : カラープリンタの更新業務17台 契約相手方 : 有限会社ふくやま企画(法人番号4290002012853) 契約金額 : 3,661,460円(税込) 契約締結日 : 令和7年2月17日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-1件	
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 小口貨物検査システムの調達 一式 契約相手方 : 東芝インフラシステムズ株式会社(法人番号2011101014084) 契約金額 : 530,200,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月24日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 車載式後方散乱X線検査装置 3式 契約相手方 : ポニー工業株式会社(法人番号7120001089337) 契約金額 : 535,416,330円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月24日 担当部局 : 長崎税関
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 : 北九州市門司区所在国有地掘削等工事 契約相手方 : 久一建設株式会社 (法人番号3290801018473) 契約金額 : 5,478,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月12日 担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>低落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、低落札率になった原因について検証する必要がある。</p>	
<p>予定価格の積算が適正であったか、また、低落札率となった原因は何か。</p>	<p>予定価格の積算は、直接工事費を工事区分ごとに単価を算出し、数量を乗じた額を積み上げた金額となる。工事に必要な項目・数量については業者ヒアリングを行い、労務単価及び諸経費率については国土交通省が公表している数値を、それ以外の単価については積算資料等を参考としている。</p> <p>低落札率となった要因であるが、本件は低入札価格調査を実施しており、聞き取りの結果、まず掘削作業に必要な機材の殆どを自社で用意できること、また工事場所が事業所から車で約30分の場所であり、工期の短縮による労務費の削減が可能なことなどを理由として、直接工事費の圧縮が図られているものと考えられる。</p> <p>さらに諸経費についても企業努力により圧縮できることを理由として挙げていた。</p>
<p>本件土地についてどのような埋設物があると想定しているか。</p>	<p>当該地は、国の庁舎跡地であり、平成29年度の建物解体等撤去時に何等かの理由により基礎杭を一部残しており、その後、財務局が引受けを行っている。</p> <p>また、土地履歴調査によると国の庁舎が建つ以前に別の建物が存在していた可能性があり、国の庁舎敷地以外の部分を試掘調査したところ、コンクリート構造物が発見されたことから、建物基礎等が残っていないか調査するもの。</p>
<p>入札状況調書を見ると、最高額と落札額との間に3,500万円近く差異があるが、その理由・原因として何が考えられるか。</p>	<p>最高額で入札した業者の入札内訳書を確認したところ、直接工事費が相当高かったことから、機材のリース料や人材を確保するため労務費が高かったのではないかと考えている。</p>
<p>予定価格調書における直接工事費と落札業者の工事費内訳書における直接工事費との間に1,000万円以上の乖離があるが、その理由・原因として何が考えられるか。</p>	<p>低落札率となった要因で説明したとおり、掘削作業に必要な機材を自社で用意できること、工期の短縮による労務費の削減が可能なことなどを理由として、直接工事費の圧縮が図られているものと考えられる。</p>
<p>予定価格調書における現場管理費と落札業者の工事費内訳書における現場管理費との間にも450万円以上の乖離があるが、その理由・原因として何が考えられるか。</p>	<p>現場管理費は純工事費に現場管理費率を乗じて得た額となるが、落札業者の現場管理費率は当局と同水準であるため、純工事費の乖離が現場管理費の乖離にも影響していると考えられる。</p>

<p>落札者の工事費内訳書を踏まえ、工事の質・安全性の確保や、労務環境の適正性に関して、どのような確認等がなされたのか。</p>	<p>低入札価格調査において、手持ち工事の状況や直近2期分の決算状況、賃金不払いや下請け代金の遅延等がないかといった信用状態をヒアリングする項目があり、結果、問題なく業務履行できるとの判断を行っている。</p>
<p>予定価格の直接工事費のうち掘削・埋戻し費用が大宗を占めているが、数量は示されているため横並びと考えると、単価に大幅な差が生じていると考える。 そのような場合、何らかの検証は行っていないのか。</p>	<p>低入札価格調査時に詳細な確認ができていないところ。 業者が提出する工事費内訳書の項目について、当局から指定しておらず、業者の積算方法に委ねているため、業者から詳細な内訳書が提出されたとしても、比較検証が難しいと考えている。</p>
<p>予定価格調書の積算内訳をみると、数量は業者ヒアリングとなっているが、どのような業者にヒアリングを行ったのか。その業者は入札に参加しているのか。</p>	<p>ヒアリングした業者は、過去、当所が発注した地下埋設物調査の実績業者である。 当該業者は入札に参加していない。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 : 小口貨物検査システムの調達一式 契約相手方 : 東芝インフラシステムズ株式会社 (法人番号2011101014084) 契約金額 : 530,200,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月24日 担当部局 : 門司税関</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>全国の税関では同種の装置について、どの業者の製品が採用されているか。</p>	<p>今回導入の小口貨物に特化した検査装置は全税関で初の調達である。</p>
<p>求める仕様を備えた小口貨物に特化した検査システムを提供できるメーカーは、何社くらい存在するのか。</p>	<p>本調達の類似案件である国際郵便物税関検査装置については全国5官署でも配備されており、2者の納入実績を確認している。</p>
<p>国際郵便物税関検査装置であれば全国で2者の納入実績があるとのことであるが、このうち落札者以外のもう1者が今回の入札に参加しなかった理由は何か。</p>	<p>本調達は複数機器の連動と必要としているが、一部機器の連動確認ができず応札を見送るとのことであった。</p>
<p>予定価格調書で価格を徴取したメーカー2者を選定した理由は何か。</p>	<p>参考見積の提出があった2者のほかに3者に参考見積の依頼を行っていたが、機器を連動する業者との調整が整わないなどの理由により、2者のみから回答があったものである。</p>
<p>機器を連動する業者との調整が整わないという理由で辞退した者について、調達期間を長く確保すれば応札できたと考えるか。</p>	<p>その可能性があったと考える。</p>
<p>仕様書を作成する段階で業者と相談などは行っているのか。</p>	<p>今回落札者となった社に対して、税関が導入したいシステム概要を伝えた上で、実現可能かどうかなどについて、相談を行っている。</p>
<p>落札者となった業者に相談した理由は何か。</p>	<p>本調達の類似案件である国際郵便物税関検査装置の契約者であったため、実現可能性を勘案して相談したものである。</p>
<p>予定価格で価格徴取した2者の価格のうち、両社間では検査装置(設計費・調整工事費等も含む)の価格に1.7億円もの差異がある。このような状況となった理由・原因としてはどのような点が考えられるか。</p>	<p>両者に確認したところ、落札者となった業者からの参考見積価格は実際の応札価格であり、もう1者の参考見積価格は値引きを考慮しない標準価格であったため、価格差が生じている。</p>
<p>予定価格で価格徴取した2者のうち、1者は落札者ではあるが、もう1者が入札に参加しなかった理由は何か。</p>	<p>今回落札者となった業者へCTX線検査装置を納入することとなったため、直接の入札を取りやめたとのことである。</p>
<p>予定価格で価格徴取した2者のうち、1者が落札者に装置の提供をするとのことであるが、当該2者への価格徴取は適切と考えるか。</p>	<p>当該2者のほかに3者にも参考見積の依頼を行っており、依頼段階で協力関係となると把握していたものではない。</p>

<p>今後の保守・補修等についてはどうなるのか。</p>	<p>納入後1年間の無償保証期間が終了した後は、保守契約を検討することとなる。</p>
<p>当該保守については落札者となったものと契約することとなるのか。</p>	<p>仮に保守契約をしようとする場合には、公募を行い契約希望者を募った上、今回の落札者以外の契約希望がなければ、今回の落札者と契約手続きを進めることとなる。</p>
<p>当該保守を締結する場合にどのように予定価格を積算するのか。</p>	<p>今回納入する装置がどのような保守体制になるのかにもよるが、類似の契約等を参考にして、今後積算方法を検討することとなる。</p>
<p>今後、海上小口貨物の簡易通関手続きが導入される予定のことであるが、今回調達する装置の検査対象貨物も簡易通関手続きとなるのか。</p>	<p>今回調達する装置の検査対象となる申告に係る通関手続きについても、簡易通関手続き対象となるものが含まれると考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : 車載式後方散乱X線検査装置 3式 契約相手方 : ポニー工業株式会社 (法人番号7120001089337) 契約金額 : 535,416,330円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月24日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>全国の税関では同種の装置について、どの業者の製品が採用されているか。</p>	<p>今回落札した業者のものしかない。なお、本機器は全国に配備されているものではなく、現在は全国で3税関(3台)しか配備がなく、今回は、そのうち2台を更新し、新たに1台を追加配備するもの。</p>
<p>求める仕様を備えたボックスキャッターを提供できるメーカーは、何者くらい存在するのか。</p>	<p>把握している限り、現在国内においては今回落札した業者のものしかない。</p>
<p>予定価格調書で価格を徴取したメーカー1者(落札者)を選定した際、納入実績を要件とした必要性は何か(客観的な価格調査が目的であれば、納入実績の有無は特に問題にならないのではないか)。</p>	<p>見積り取得の際に納入実績を要件としたわけではなく、見積りを複数者に依頼した結果、見積りを出した者が落札者であるAのみとなり、同者は納入実績のある者であったため、このように記載したもの。</p>
<p>過去の契約状況一覧におけるボックスキャッターは賃貸借契約(リース契約)のようであるが、本件は購入(売買契約)になるのか。そうである場合、どうして契約形態を変えたのか。</p>	<p>リース契約としている現有の機器は、当時は全国の税関でもまだ導入事例がない時期のものであり故障頻度等が判然としなかったこと、予算の平準化の観点等からリース契約にしたものと思われる。 本機器の導入から10年近くが経過し、故障頻度等がおおむね把握できるようになったこと等により購入に係る予算が認められたものと認識している。</p>
<p>今後の保守・補修等についてはどうなるのか。</p>	<p>都度の契約を行うことを予定しているが、公募等を実施し、A以外にも請け負うことのできる者がいないか確認することとなる。</p>
<p>保守についてもAの価格での契約となるのか。</p>	<p>エックス線検査装置の保守となるので、他のエックス線検査装置を取り扱う業者の保守契約の労務単価も参考にしたい。</p>
<p>予定価格の積算根拠資料に複数者に見積もりを依頼した旨の記載があるが、どのような業者に依頼したのか。</p>	<p>国内でエックス線検査装置の取り扱いのある業者に依頼した。</p>
<p>仕様書に記載しているエックス線等の性能はAが扱っている機器によるものなのか。</p>	<p>国外には同種の機器も存在し、Aの機器のみとは限らないため、当方が求める性能としている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 : カラープリンタの更新業務17台 契約相手方 : 有限会社ふくやま企画 (法人番号4290002012853) 契約金額 : 3,661,460円(税込) 契約締結日 : 令和7年2月17日 担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>低落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、低落札率になった原因について検証する必要がある。</p>	
<p>予定価格積算の際、見積書を徴取した2者を選定した理由は何か。</p>	<p>見積書を徴取した2者は、令和5年2月の同種の入札案件における応札者であり、令和6年度においても、他の入札案件において落札している業者であったことから、予定価格を算定するに当たり適当と判断し選定した。</p>
<p>落札者について、見積書と入札金額の単価内訳書との間で大分乖離があるが、理由・原因としてはどのような点が考えられるか。</p>	<p>見積書は参考見積りを依頼して提出があったものであり、一般的な値引き販売価格で提出されたものと思われる。対して、入札金額は、機器メーカーから業者への値引きやリベートを含めた卸価格であると想定され、機器メーカーは機器を納入することにより、その後の修理や、消耗品の納入なども見込めることから、更に機器本体について大きく値引きしたと思われる。</p>
<p>上記を踏まえて、納入された物品の品質等に問題はないのか。</p>	<p>仕様書の性能を満たした機器が納入されており、納入後、税務署から不具合の報告もなく、品質等に問題はない。</p>
<p>過去の同種案件を記載した入札一覧表では、本件で見積書を徴取した2者以外の応札者はいない。今後、応札者を増やす手立て・方法として、どのようなことが考えられるか。</p>	<p>他官庁の同種案件の入札状況について情報収集し、業者を把握するとともに、当局の電化製品の入札案件に参加した家電量販店へも声掛けを行うなど、広く対応していきたい。</p>
<p>今回の入札では応札した業者(2者)の入札金額の差が大きい。令和5年2月のカラープリンタの更新入札でも同様の状況だったのか。</p>	<p>令和5年2月に契約を締結したカラープリンタの更新の入札においては、落札者の金額と二番札の金額に、今回の抽出案件ほどの大きな差はなかった。</p>
<p>予定価格の積算において2者見積りを取って、その平均価格を採用しているが、最低価格でなく、平均価格を採用することになっているのか。</p>	<p>必ず平均価格を採用するとの決まりはないが、平均価格を採用することが市場価格を最も反映すると考え採用した。</p>
<p>カラープリンタの消耗品であるトナーカートリッジの調達方法は、競争入札か、随意契約か。</p>	<p>トナーカートリッジの調達においては、競争入札を実施している。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>予定価格と落札価格の差が非常に大きいため、予定価格の算定について精度を上げる必要がある。</p> <p>入札業者から提出される工事費内訳書の項目について、予定価格の項目と揃えることができれば、比較検証が分かりやすいものとなると考えられるため、工事費内訳書の記載内容の見直しを図られたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>多くの者から参考見積を取得しようとするなど、1者応札回避の努力は見られるものの、本調達のように機器の連動を必要とするような調達を行う場合には、仕様作成の段階から複数業者への声掛けを行うことを検討されたい。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>仕様を満たす業者が1者しかなく1者応札となった事情は理解できるが、予定価格が業者の意向に左右される危険性が高いと考える。業者からの参考見積もりの内容について、個別の項目についても価格調査をするなど金額の妥当性についてより細かく検討されたい。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>同一業者の応札及び落札が継続している点について声掛け範囲を拡大する等応札者の拡大を引き続き願いたい。</p> <p>また、プリンタについては、他の官庁の動向をみても低落札率になりやすい商品であるといえることから、予定価格の算定においては、より実勢価格に近付けるため参考見積の平均値でなく最低価格を採用するなどの対応策を検討されたい。</p> <p>また、一般的にプリンタを低価格で応札する業者は消耗品で採算を取ることを考えている。プリンタの消耗品については随意契約でなくできるだけ競争入札を実施し総合的な費用を抑えることを検討されたい。</p>	